

工事書類の簡素化

～工事書類は必要最小限に！～

土木工事における受発注者の業務効率化のため、平成22年9月に「平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領」がさだめられ、発注者が求める工事関係書類を明確化しました。

要領のなかでは、受注者が提出する工事書類の削減、納品する工事完成図書の削減を図ることとしています。

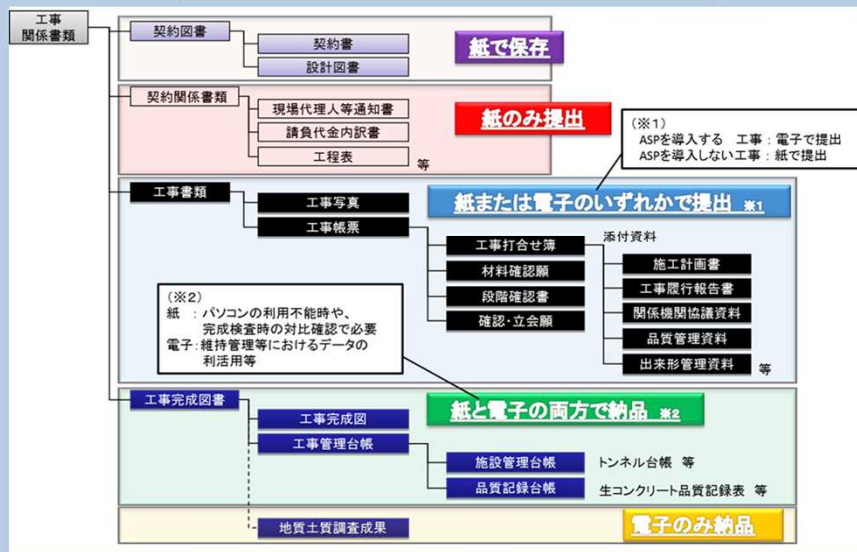
提出する工事書類の削減の一つとして「工事関係書類一覧表」に基づき各工事の業務の効率化を実施することにより、工事帳票の二重提出を防止し、工事完成時に提出する出来形管理資料・品質管理資料を削減する。

http://www.hrr.mlit.go.jp/gi_jyutu/kansoka_index.html

納品する工事完成図書の削減の一つとして「電子納品運用等ガイドライン【土木工事編】」に基づき工事完成図書を工事完成図及び工事管理台帳に限定するものとする。

<http://www.cals-ed.go.jp/cr/guideline/>

発注者が求める工事関係書類の体系化と対応



工事着手時

事前協議により、作成する工事書類の明確化！

工事着手時に、電子納品等運用ガイドライン(土木工事編)に掲載されている事前協議チェックシートを活用し、以下の事項について、監督職員と受注者で事前協議して決定する。

工事施工中の情報交換・共有方法 (工事写真の提出方法、工事帳票の交換共有方法)

工事写真の場合は、カメラの種類、写真の提出媒体(ネガ、写真帳、フィルムなど)、工事帳票の場合は、紙あるいは情報共有システムのどちらかを事前協議する。

電子成果品とする対象書類(道路工事完成図書等作成要領の適用工事、地質調査の実施)

電子成果品については電子媒体への格納の要否、ファイル形式、格納場所等を事前協議する。

施工中

協議に添付する書類は必要最小限かつ簡潔に！

工事施工において必要となる協議について、添付する書類は必要最小減とするよう、受発注者双方で意識して進めることが大切です。

受注者の発議による協議でも、設計図書の照査項目及び内容以外の照査や設計図書の照査を行った結果生じた計画の直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査の実施にかかる協議に伴う書類の作成は発注者の責任で行うこととなっています。

情報共有システムの活用！

直轄工事については、通信環境が整わないなど情報共有システムが使用できない場合を除き、原則、全ての工事を対象に情報共有システムを活用して、作成する工事書類の削減など業務効率化を図る。

工事書類の簡素化リーフレット ②

検査時

検査官は不要な書類の提出、提示は求めない！

受注者は、不要な書類は作成しないこと！

工事着手時に事前協議により決定した工事書類以外の書類は、工事成績の評価の対象とならない。

地方整備局工事成績評定実施要領(平成27年3月 一部改正)

(成績評定の方法) 抜粋

6 評定にあたっては、事前協議による作成書類以外の書類は、評価の対象外とする。なお、事前協議とは、工事着手前に別紙-6「工事関係書類一覧表」により、「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」を受発注者間で取り決めることをいう。

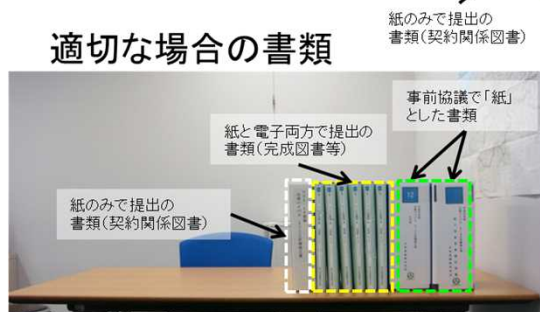
工事書類の二重提出（電子と紙）はしないこと、させないこと！

不適切な書類の事例



事前協議でほとんどの書類を「電子」としていたにもかかわらず、紙と電子の両方で工事書類を二重提出したケース

適切な場合の書類



事前協議の徹底
ルール徹底

作成書類の減

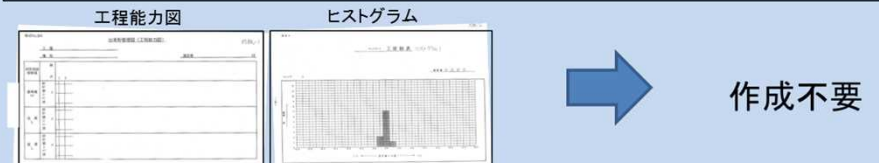
簡素化した工事書類の一例

現在までに作成、提出や提示を不要とした工事書類について主な書類を以下に示すので、参考にして下さい。

段階確認書における添付書類(計測結果の記入様式や臨場の写真など)は、監督職員が臨場で確認できるため作成不要



出来形管理(工程能力図、ヒストグラム)は出来形管理図表と内容が重複するため作成不要(品質管理(工程能力図、ヒストグラム)と品質管理図表も同様)



排ガス・低騒音機械の確認書は、監督職員等が施工プロセスのチェックリストで確認できるため、検査時の確認写真は作成不要



問い合わせ先 北陸地方整備局 企画部 技術管理課
TEL025-280-8880(代)

工事書類の簡素化に向けて「工事検査書類限定型モデル工事」取組継続

【目的】

「工事検査書類限定工事」は、技術検査時（完成・中間）を対象に検査に必要な書類を限定し、受発注者の検査に係る負担軽減を図るものです。

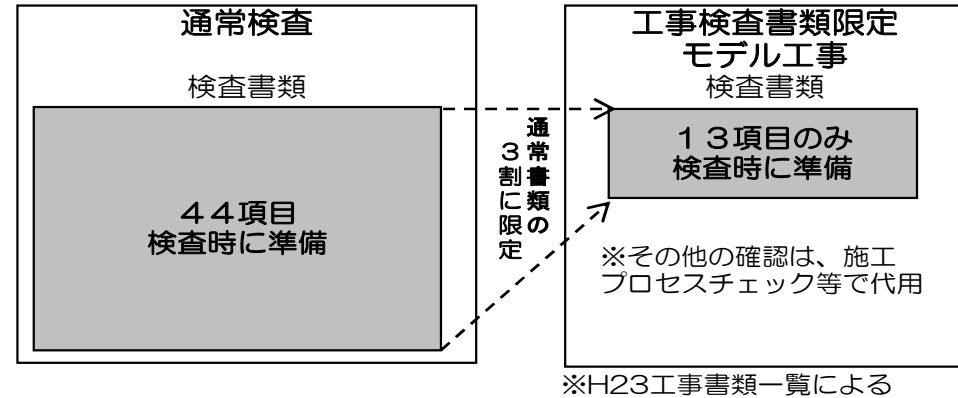
【必要書類・対象工事】

「工事検査書類限定工事」の必要書類は下表のとおり**13項目**に限定します。
また、対象工事は下記のとおりです。

対象工事の条件

- 1) 工事の難易度等の条件
 - 予定価格1億円以下で施工能力評価型の工事を原則とする。但し、監理（主任）技術者が前年度の工事優良建設技術者表彰者の場合、予定価格・総合評価方式にかかわらず適用できるものとする。（但し、本官契約については、中間技術検査のみ対象とする。）その他、適用について疑義が生じた場合は、技術管理課と相談するものとする。
- 2) 検査官の条件
 - 「検査監督研修」未受講者及び工事検査未経験者を除く、事務所長が任命した検査官とする。
- 3) 契約条件、施工中の対応による条件
 - 「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外とする。
 - 施工中において、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外とする。
- 4) その他の条件
 - 営繕部、港湾空港部発注工事は除く。
 - 機械設備、電気設備、建築工事については、対象外とする。

工事検査書類限定モデル工事のイメージ



工事検査書類限定工事の検査対象書類

検査書類番号	工事検査書類	検査書類限定	検査書類番号	工事検査書類	検査書類限定
1	請負代金内訳書		24	安全教育訓練実施資料	
2	工事工程表		25	工事履行報告書	
3	登録内容確認書		26	出来形管理図表	○
4	品質証明員通知書		27	出来形数量計算書	
5	再生資源利用計画書(搬入)		28	品質管理図表	○
6	再生資源利用促進計画書(搬出)		29	材料品質証明資料	○
7	施工計画書	○	30	支給品受領書	
8	総合評価計画書		31	支給品精算書	
9	設計図書の照査確認資料		32	建設機械使用実績報告書	
10	施工体制台帳	○	33	建設機械借用書	
11	施工体系図	○	34	建設機械返納書	
12	工事打合せ簿(指示)		35	現場発生品調書	
13	工事打合せ簿(協議)	○	36	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	
14	工事打合せ簿(承諾)	○	37	新技術活用関係資料	
15	工事打合せ簿(提出)	○	38	品質証明書	○
16	工事打合せ簿(報告)		39	工事写真	○
17	工事打合せ簿(通知)		40	総合評価実施報告書	
18	近隣協議資料		41	イメージアップの実施状況	
19	材料確認書	○	42	創意工夫・社会性等に関する実施状況	
20	材料納入伝票		43	工事完成図	
21	段階確認書	○	44	工事管理台帳	
22	確認・立会依頼書				
23	休日・夜間作業届				
検査書類44書類					○印限定検査13種類

工事書類の簡素化に向けて「協議事項設定のあり方」 全工事に対象拡大

◎ 当初発注時の特記仕様書で、「協議」事項を減らし(協議⇒指示・承諾・提出・報告)受注者の協議に伴う資料作成等の負担軽減を図る取り組みを行っている。

平成29～30年度にモデル工事による試行を行い、工事完了時に発注者の監督職員、受注者の現場代理人等にアンケート調査を実施し、書類の簡素化についての検証を行った結果、受発注者双方の80%以上から継続した取り組みの実施を求められていた。

令和元年7月以降に入札契約手続きを開始する工事については、全工事に対象を拡大し、書類の簡素化が図られるよう取り組みを実施する。

<従来(例)>

例1)

•○○は○○○とすること。詳細については監督職員と協議すること。

例2)

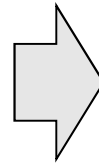
•○○について事前に監督職員と協議すること。

例3)

•○○の場合には、○○に確認のうえ監督職員と協議するものとする。

例4)

•○○の使用については、監督職員と協議のうえ、施工を行うものとする。



<試行(イメージ)>

例1)

•○○は○○○とすること。「詳細については監督職員と協議すること。」を削除。

例2)

•○○について事前に監督職員から指示する。

例3)

•○○の場合には、○○に確認のうえ監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

例4)

•○○の使用については、監督職員の承諾のうえ、施工を行うものとする。